

(1)勉強会『邪馬壹国の論理－古代に真実を求めて－』 参考資料 ①

『邪馬壹国の論理』は、朝日新聞社から1975年に刊行され、ミネルヴァ書房から「古田武彦 古代史コレクション④」として、2010年6月に初版第1刷が発行されている。

第一回目は、はしがき(はじめに)・目次、及び第Ⅰ編第一章と第二章について履修していきたい。各章では要点を抽出して提示するが、不明な点・不審な事項などがある場合は、面倒でも原文で確認して欲しい。

はしがき ー復刊にあたって はじめに

この第四の本は、ここ数年間のわたしの戦いの跡だ。学界に確固たる業績をもつ大家たちとの歯に衣着せぬ論争、多くの学者たちの嘲笑に対する容赦なき反論、それがこの本の生命である。

目次 ※論文が主体で全5編、17章からなる。

- I. (1)戦後古代史学への疑問、(2)邪馬台国論争は終わった
- II. (1)邪馬壹国への道、(2)直接証拠と間接証拠、(3)邪馬壹国の諸問題、(4)魏晉(西晋)朝短里の史料批判
- III. (1)『翰苑』と東アジア、(2)銅鐸人の発見、(3)金印の「倭人」と銅鐸の「東鯤人」、(4)七支刀と年号の論理、(5)九州王朝の古跡
- IV. (1)「海賦」と壁画古墳、(2)倭人の南米大陸への航行について、(3)エバンズ夫妻との往復書簡
- V. (1)神津恭介氏への挑戦状、(2)推理小説のモラル、(3)続、推理小説のモラル

I.1 戦後古代史学への疑問 3～15頁

造作ではない記・紀神話：①わたしの探求の結論は、「記・紀神話は決して後代の近畿天皇家の史官の造作ではない。三世紀以前の、はるかに遠い時間の流れの中から生み出された、歴史の各代にわたる累積物である」。②恩師・村岡典嗣さんは、「津田左右吉は記・紀の矛盾を突いて直ちに否定的にとらえようとする。記・紀は古代人の認識の表現であるから、性急に現代の見地からの否定的判断を下す前に、古代人の意識内容を再現し正確に理解しなければならぬ」と。

安易な「原文改定」論者：①わたしが古代史世界に入っていった狭い通路は「原文改定」の扉からだった。②「邪馬台国」問題における安易な原文いじり。③以来、六年の歳月が経過しているが、学会、一般誌で原文になき「邪馬臺(台)国」という名称が公然と使われ続けている。④自分の都合にあわせた原文改定の正当化「南→東」「月→日」「壹→臺(壺→台)」。具体的な個別の論証こそが探求上の眼目なのだ。⑤この重要な論点を既に道破した先人に、『邪馬台国研究総覧』によって従来の研究史を総括した故三品彰英氏がいる。「原文訂正の問題は、九州論者、畿内論者のいずれを問わず、等しく適用されるべき学問的原則である」とした。氏はこの提唱を裏切っていたようだが、今生命をもっているのは氏の結論ではなく提言そのものである。

実在の証拠史料無視：①一つの大きな黒い影のようなものがいつもわたしの視界を遮っているのを感じ始めた。それは、日本列島中に中央権力として歴史上存在しえたのは、近畿天皇家以外にあり得ない、という思想。②『古事記』序文の天武の詔に現れる「削偽定実」の「偽」とは天皇家を中心権力と認めないもの、「実」とはその逆である。この「偽」の立場に立つ歴史文献は「諸家」からもたらされたもの。すると、天皇家外の領域に、天皇家ならざる権力を大義名分の中心として歴史文献が、天皇家の歴史書作りに先だって実在していたことが天皇自身によって認められていた。③他にも明確な証拠として、『日本書紀』の「一書」問題。「倭」とは何か。以上、いずれの道からたどり始めても、同じ九州王朝の峰に至るほかない。

厳正な史料処理貫く：①戦後古代史学は津田左右吉の權威によりすがったまま、それを十分に果たしていなかったように見える。それが問題の根本である。②わたしにもっとも印象的だった解説の一つは、『古事記』の天孫降臨神話におけるニニギノミコトの言葉「此の地は、韓国に向いて真来通り、笠沙の御前にして」だった。③これは前原の現地に立って、北には韓国、南には笠沙、東には朝日、西には夕日という「四方」をさしめした四至文だった。④折しも当地において、原田大六氏を中心とした新たな発掘、調査が進み、次々とこの神話の内実が虚構でなかったことを証明し続けているようだ。⑤これに対し「記・紀神話、後代造作説」を定説とする戦後古代史学界の学者は、いつまで黙殺を守り続けるのであろうか。

I.2邪馬台国論争は終わった 16～40頁

序：①果たして女王卑弥呼の国は「永遠の謎」に終わるのであろうか。

一：この問題に入る前に、果たしておかねばならぬ作業は、『三国志』『魏志倭人伝』の信憑性の問題である。

①『「邪馬台国」はなかった』の中で、その記述は真実であることを論証し力説したところ、新たな見地から倭人伝の記述は信用できないと主張する論者が現れた。②井上秀雄「中国古典の朝鮮と倭」(国分直一編『倭と倭人の世界』所収)の中で、(氏は)「序文でも最後の評でも『通訳をつれた使節がときどき通交するので、事に従いて記述す。あに常ならんにや』とあるので、著者(陳寿)自身が、この烏丸・鮮卑・東夷伝は信用できないと、いわば自白している」というのだ。③しかしこれは、「前史」たる『史記』『漢書』に対し、『三国志』は夷蛮伝の立て方がちがっている。それは事実を重んずるために、その事実に対応して体裁を変えたものだ。だからこの変更は当然である。陳寿は自信に満ちてこのように断言していたのである。 ※原文の読み下し部分は省略。

二・三：(2)①この理解は、東夷伝と烏丸・鮮卑伝の両序文からも裏づけられる。②これは不安告白ではなく、現代の「事実」を優先させ、前書の記述様式をうけつがなかったことの妥当性を陳寿は強烈に主張している。③従って、井上読解は、全く史料事実とは正反対だった。(3)①注目すべきことは、このような夷蛮伝新設の目的である。②烏丸・鮮卑伝の序文末尾のしめすように、これは、すぐれて軍事的性格をおびていたことは明らかである。③すなわち、中国の安全のため、真実な戦略上の問題意識に立って書かれているのである。

四・五・六：(4)①井上氏が文章を誤解された一因は、「常」と「定」との語義の違いを見誤った点ではないか。②「常」とはあたりまえのこと、きまりきったこと。「定」は一定してかわりなきこと。決定的なこと。(5)※これと類似の問題として、東夷伝序文中の文章を抽出。(6)「壹一臺」問題が数多く世に紹介され論じられてきたにもかかわらず、極めて客観的な判別尺度をもつ「短里」問題に対し、再検証の目をもって顧み諾否を論ずる人は余りにも少なかった(ただ一つの例外は、山尾幸久氏の『魏志倭人伝』 ※II.4 魏晉(西晉)朝短里の史料批判(186～219頁)に掲載)。

七・八：(7)魏晉朝短理「五証の弁証」を提示する。これは、『三国志』は短里によって書かれているという命題を立証すべき五個の明確な事例である。①魏志十七、②倭人伝(行路)、③『史記』項羽本紀・吳志九、④魏志六、⑤魏志三十、韓伝(南、倭と接す。方四千里なる可し)。これらは漢長里では到底妥当せず、短理にしてはじめて的確な表記となること、明らかである。(8)この問題に対し、「魏尺」にもとづく反論がある(市村其三郎氏『神武天皇は応神帝か』104頁)。②この論点は中国の二つの「長さの基準(寸→尺→丈、歩→里)」の誤認からきている。

九：いよいよ問題の核心、女王国の所在を確認するための論証にむかおう。二～三世紀(前半)の考古学上の遺物を示す分布表によって考えてみよう。

第一、二島定理：【第一表：銅矛・銅戈出土表(九州)】【第一図：出土図(九州一県別分布図)】①壱岐・対馬の二島は倭国領域として疑いなき「定点」。②そこに出土する遺物は、広(中広)矛・中広戈等、ことに対馬でおびただしい広矛の出土が目される。③この事実は、倭国が広矛・戈祭祀圏に属することを示している。④この広矛・戈圏の中枢は、糸島郡・博多湾岸とその周辺を中心とする地帯——この領域こそ倭国の中心部。

第二、一大率の定理：【第二表：「筑前と筑後」出土表(福岡県)】①(論証を終えて)「一大率は倭国の中央権力から派遣された官である」の命題の意味は何か。②銅鐸圏である近畿が中央権力とする仮定は成立しない。

第三、鑄型の定理：【第二図：銅矛・銅戈・銅劍鑄型出土図(博多湾岸・糸島郡)】①武器型青銅器遺物について注目すべきものは「実物と鑄型」の関係。②実物の分布範囲に比べて鑄型の分布領域は極限され、博多湾岸とその周辺地域に圧倒的に集中し、実物が多数出土する対馬・筑後・豊前後には鑄型が全くまたは殆ど出土しない。

十・十一：(10)①「実物が多数出土する対馬・筑後・豊前後に鑄型が全くまたは殆ど出土しない」のは、これらの地域では原則として鑄型を作ることが許されなかった、から。②すなわち、この「鑄型の定理」こそ、博多湾岸とその周辺地域が倭国の中心、都城の地であるという事実を決定的に証明している。(11)①最も重要なことは、この三つの定理による論証には『「邪馬台国」はなかった』で辿った論証を一切使用していない。②他方、『「邪馬台国」はなかった』の論証では、ことに考古学的遺跡の出土状況は一切考慮に入れていない方法を貫き通した。③全く異なった方法によって得た帰結が同一の事実をピッタリと指した。これが不動の史実である。

結び：①ほとんどの「邪馬台国」論者は、博多湾岸は「奴国」だとして、決定済みであるかのように見なしてきた。

②だが、照顧脚下すれば、その決定済みの地域こそ、銅矛・銅戈圏の中心地だった。

③ここをまず除いて、邪馬台国論争をはじめた——いわゆる「永遠の謎」の真の背景はこの点にあったのである。

〔清寧・顯宗・仁賢天皇紀〕履修の第2回目は、顯宗天皇紀(102～132頁)の ①構成と主な出来事及び特徴、②即位前紀原文・注記(補注を含む)と現代語訳を確認していきたい。

1.「顯宗天皇紀」の構成・主な出来事と特徴

(1)構成と主な出来事:※小学館『日本書紀上』目次より抜粋。「顯宗(弘計)天皇紀」は、即位前紀と元年(485)～三年(487)是歳条まで歴史的諸活動を次のように記述する。即位前紀:①弘計・億計二王子の苦難、②二王子が身分を明かす、③皇位を互いに譲り合う。元年份:④弘計王が即位を承諾(正月)、⑤置目老嫗^{おきめのおうな}の功績(2月)、二年条:⑥復讐を思い留まる、三年条:⑦顯宗天皇が崩御、⑧任那と百済との攻防(是歳)。(2)特徴: ①「顯宗(弘計)天皇紀」は、即位前紀だけで全体のほぼ半分を占めている。②即位前紀を含めて三年条まで、その殆どが説話的な記事で埋め尽くされている。③その中でも、歌謡詞と中国等の史籍に基づく文飾が目につく。

2.「顯宗天皇紀」即位前紀の原文・注釈と現代語訳 宇治谷 孟^{つとむ}『日本書紀(上)全現代語訳』、等より。

(1)原文: 弘計天皇(更名来目稚子)大兄去来穗別天皇孫也。市辺押磐皇子子也。母曰^は黃媛^{わうわ}(黃、此云波曳。譜第曰、市辺押磐皇子、娶蟻臣女黃媛。遂生三男二女。其一日居夏姫。其二曰億計王。更名嶋稚子。更名大石尊。其三日弘計王。更名来目稚子。其四曰飯豊女王。亦名忍海部女王。其五曰橘王。一本以飯豊女王。列叙於億計王之上。蟻臣者葦田宿禰子也)。天皇久居辺裔、悉知百姓憂苦。恒見枉屈、若納四体溝隍。布德施惠、政令流行。卹貧養孀、天下親附。穴穗(安康)天皇三年十月、天皇父市辺押磐皇子及帳内佐伯部仲子、於蚊屋野、為大泊瀬天皇見殺。因埋同穴。於是、天皇与億計王、聞父見射、恐懼皆逃亡自匿。帳内日下部連使主(使主日下部連之名也。使主、此云於瀨)与吾田彦(吾田彦、使主之子也)。窃奉天皇与億計王、避難於丹波国余社郡。使主遂改名字、曰田疾来。尚恐見誅、從茲遁入播磨国縮見山石室、而自經死。天皇尚不識使主所之。勸兄億計王、向播磨国赤石郡、俱改字曰丹波小子。就仕於縮見屯倉首(縮見屯倉首、忍海部造細目也)。吾田彦、至此不離、固執臣礼。

注10「黃」:ハエとよんだのは、^い黄が草木のメバエをさすためであろう。(岩波注)

注11「譜第」:帝王日継とも言われた帝紀の類、又はその異本か。欽明二年三月条分注に帝王本紀。(岩波注)

注12「天皇父市辺押磐皇子…固執臣礼」:顯宗・仁賢の父の不幸な最後と、二人が難を逃れて播磨の縮見屯倉で使役されるに至る事情を述べ、続く11月条以下の二王が朝廷に迎えられる話を導く。(岩波注)

補注15—「縮見」:兵庫県三木市志染町^{しじみちよう}付近。倭名抄に「志深郷」、播磨風土記に「志深里」とある。縮はシジム、ちぢむに同じ。

(1)現代語訳:①弘計天皇(注略)は履中(大兄去来穗別)天皇の孫で、市辺押磐皇子の子である。母を黄媛^{はうわ}という(譜第に、市辺押磐皇子は蟻臣の娘・黄媛を妻として三男二女を儲けた。第一を居夏姫。第二を億計王(またの名を嶋稚子^{しまのわこ}、或いは大石尊という)。第三を弘計王(またの名を来目稚子^{くめのわこ})、第四を飯豊女王(またの名を忍海部女王^{しのみ})、第五を橘王と言った。ある本では飯豊女王を億計王の上に入れている。蟻臣は葦田宿禰の子である)。②天皇は長く辺地に在って、人民の憂い苦しみをよく知られた。虐げられた者を見ると自身の体を溝に投げ入れられるように感じられた。徳を布き恵みを施して政令は行きわたり、貧者を救い寡婦を養い、人民は親しみ懐いた。③安康(穴穗)天皇三(456)年10月、天皇の父・市辺押磐皇子と舍人・佐伯部仲子^{さへきべのなかちのこ}は近江国蚊屋野で雄略(大泊瀬)天皇に殺され、同じ穴に埋められた。天皇と億計王は父が射殺されたと聞き、恐れて共に逃げて身を隠した。舍人・日下部連使主(注略)と吾田彦(使主の子^{おの})は天皇と億計王をお守りして難を丹波国余社郡に避けた。使主は田疾来と改名し、なおも殺されることを恐れて播磨国縮見山の石室に逃げ入り自ら縊死した。天皇は使主の行き先を知らなかった。兄の億計王を促して播磨国赤石郡に行き、共に名を丹波小子^{たにはのわらわ}に変え、縮見屯倉首(忍海部造細目^{しのみ}である)に仕えた。吾田彦は離れないで長く従い仕えた。

(2)原文: 白髮(清寧)天皇二年冬十一月、播磨国司山部連先祖伊与来目部小楯、於赤石郡、親弁新嘗供物(一云、巡行郡県、収斂田租也)。適会縮見屯倉首、縦賞新室、以夜繼昼。爾乃、天皇謂兄億計王曰、避乱於斯、年踰数紀。顯名著貴、方属今宵。億計王惻然歎曰、其自^{みづか}道^{みち}見害、孰与全身免厄也歟。天皇曰、吾是去来穗別天皇之孫。而困事於人飼牧牛馬、豈若顯名被害也歟。遂与億計王、相抱涕泣。不能自禁。億計王曰、然則非弟、誰能激揚大節、可以顯著。天皇固辭曰、僕不才。豈敢宣揚德業。億計王曰、弟英才賢德。爰無以過。如是相讓再三、而果使天皇、自許称述、俱就室外、居乎下風。屯倉首命居竈傍、左右秉燭。夜深酒酣、次第舞訖。屯倉首謂小楯曰、僕見此秉燭者、貴人而賤己、先人而後己。恭敬擗節。退讓以明礼(擗者、猶趨也。相從也。止也)。可謂君子。於是、小楯撫絃、命秉燭者曰、起舞。於是、兄弟相讓、久而不起。小楯噴之曰、何為太遲。速起舞之。億計王起舞既了。天皇次起、自整衣帶、為室寿曰^{むろ}築立稚室葛根、築立柱者、此家長御心之鎮也。取拳棟梁者、此家長御心之林也。取置椽^き木^き者。此家長御心之脊也。取置蘆萑者、此家長御心之平也(蘆萑。此云哀都利。萑音之潤反)取結繩葛者、此家長御寿之堅也。取葦草葉者、此家長御富之余也。出雲者新墾、新墾之十握稻、於淺甕釀酒、美飲喫哉(美飲喫哉、此云于魔羅儼鳥野羅甫屢柯倭)。吾子等(子者、男子之通称也)。脚日木此傍山、牡鹿之角(牡鹿、此云左鳴子加)拳而吾儻者、旨酒

餌香市不以直買、手掌摺亮（手掌摺亮、此云陀那則拳謀耶羅々儂）拍上賜、吾常世等。寿畢乃赴節歌曰、〔伊儼武斯廬、呵簸沂比野儼擬、寐逗喻凱麼、儼弭企於已陀智、曾能泥播宇世儒〕。小楯謂之曰、可憐。願復聞之。天皇遂作殊儼（殊儼、古謂之立出儼。立出、此云陀豆豆。儼狀者乍起乍居而儼之）誥之曰、〔倭者彼々茅原、淺茅原弟曰、僕是也〕。小楯由是、深奇異焉。更使唱之。天皇誥之曰、〔石上振之神榎（榎、此云須擬）、伐本截末（伐本截末、此云謨登岐利須衛於茲婆羅比）、於市辺宮治天下、天万国万押磐尊御裔、僕是也〕。小楯大驚離席悵然再拜、承事供給、率屬欽伏。於是、悉發郡民造宮。不日榦奉安置。乃詣京都、求迎二王。白髮天皇、聞憲咨歎曰、朕無子也。可以為嗣、与大臣大連、定策禁中。仍使播磨国司来目部小楯、持節将左右舍人、至赤石奉迎。

注13「白髮(清寧)天皇二年冬十一月・・・」: 以下、「即位前紀」末尾まで、山部連小楯が億計・弘計二王を縮見屯倉から朝廷に迎え、弘計王が即位する話。同じ話は清寧二年・三年条及び仁賢即位前紀にもみえ、古事記では清寧記、播磨風土記では美囊郡志深里条にみえる。書紀では清寧天皇の世のこととしてこの話を掲げるが、記では清寧の崩後、飯豊王が朝廷を治める時期のこととする。なお、二王の話の前後には記紀の間はかなり大きな相違がある。(岩波注)

注14「下風くらいり」: 允恭紀に座長をクラカミと訓む。ここは座後の義。(岩波注)

補注15-三「築立稚室葛根・・・吾常世等」: 新しい室を建築した場合に、その家の安全・長久を求めて唱える呪言を宝寿ぎの詞という。ここに記録された例はその完全なものとして貴重である。※以後、使用された語彙の解説が続く。

補注15-四「石上振之神榎・・・僕是也」: これは弘計王の名宣りの歌だが、古事記(清寧段)では「物部之、我夫子之、取佩、於大刀之手上、丹晝著、其緒者、載赤幡、立赤幡、見者五十隱、山三尾之、竹矣訶岐此二字以音茹、末押縻魚簀、如調八絃琴、所治賜天下、伊邪本和氣、天皇之御子、市邊之、押齒王之、奴末」。播磨国風土記では110頁注四に引いた「淡海は・・・」が該当する。「石上」は石上神宮。「・・・天万国万押磐尊」→補注12-五。天万国万は称辞。

注15「定策禁中」: 後漢書、靈帝紀などの文によるか。(岩波注)

「禁中」は他に、推古元年4月条と持統11年8月条にもある。

(2) 現代語訳: ①白髮(清寧)天皇二(481)年11月、播磨国司で山部連の先祖である伊与来目部小楯が、赤石郡で親しく新嘗の供物を供えた。たまたま縮見屯倉首の新築祝いで、夜通しの酒宴に会った。(顕宗)天皇は兄億計王に「ここで難を逃れて何年も経った。名を明かして貴い身分であることを知らせるのに、今宵は丁度よい」と。億計王は嘆息して「自分から暴露して殺されるのと、身分を隠して災厄を免れるのと、どちらがよいか」と。天皇は「我々は履中天皇の孫なのに、苦勞して人に仕え牛馬を飼育している。名を明らかにして殺されるなら殺される方がましだ」と。億計王と抱き合っ泣き自制できなかった。億計王「ならば、弟以外に大事を明かし人に示せる者はいない」。天皇「自分に才はなく、大業を明らかにすることはできようか」と固辞。億計王「弟は賢く徳があり、これに勝る人はない」と。このように再三譲り合わされた。遂に天皇が自ら述べられることを認めて、共に部屋の外に行き座末に着かれた。②屯倉首は竈の傍に座らせ、あちこちに灯をともしさせた。夜が更け宴たけなわとなり、次々に舞い終えた。屯倉首が小楯に「手前がこの火灯しの者を見るに、人を貴び己を卑しめ、人に先を譲り己を後にしている。慎み敬って節に従い謙讓をもって礼節を頭わしている。君子といえよう」と。小楯は琴を弾き二人に命じて「立って舞え」と言ったが、兄弟は譲り合いなかなか立たなかった。小楯は「何をしているのか、大変遅い。早く立って舞え」と叱責。億計王は立って舞い、終った。③次に天皇が立って衣帯を整え、〔築き立てる新しい室の綱や柱は、この家長の御心を鎮めるもの。しっかり上げる棟や梁は、この家長の御心をもてはやすもの。しっかり置く垂木は、この家長の御心を整えるもの。しっかり置くエツリ(下葺き)は、この家長の御心を平らかにするもの。しっかり結んだ綱や葛は、この家長の寿命を堅くするもの。葺いた茅は、この家長の富の豊かさを示すもの。出雲田の新墾の十握稲を、浅い甕に醸んで造ったお酒を、おいしく飲むことかな、わが友たちよ。この山の傍で、私が牡鹿の角のように捧げて舞をすると、この手造りの旨い酒は、餌香の市(良い香りのする旨い酒を売っている有名な市)でも、値付けで買えないものだ。手を打つ音も爽やかに、この酒を頂いた。わが永久の友たちよ〕と家賞めた。④終って、琴の音に合わせて歌っていわれるのに、〔川沿いに立っている川楊は、川の水の流れにつれて、靡いたり起き立ったりしているが、その根は決して失せることはない〕。小楯は「これは面白い。もっと聞かせてくれ」と。天皇は殊舞(立ったり座ったりして舞う)をされ、声を張り上げて〔倭はそよそよと茅原の音を立てる国である。その浅茅原の大和の国の、弟王である。私は〕。小楯は深く訝り、さらに歌わせた。⑤天皇はまた声を張り上げて〔石の上の、布留の神杉を、本を伐りまた末を押し払うように、四周をなびかせて、市辺宮で天下をお治めになった、押磐尊の御子であるぞ、私は〕と仰せられた。小楯は大いに驚き席を離れ、悼み入って再拝し、よく仕えて物をお供えし、一族を率いて謹しんで従った。人民を集めて造宮させた。日ならずして仮の宮が出来上がった。また京に参上して、二王子をお迎え頂くよう要請した。清寧天皇はこれ聞いてお喜び、感激して「私には子どもがない。それで後継にしよう」と仰せられた。大臣・大連と相談されて播磨国司の来目部小楯に節を持たせ、左右の舍人を連れて明石に行き、お迎えさせた。

(3)原文：白髮(清寧)天皇三(482)年春正月、天皇隨億計王、到摂津国。使臣連、持節、以王青蓋車、迎入宮中。夏四月、立億計王為皇太子、立天皇為皇子。五(484)年春正月、白髮天皇崩。是月、皇太子億計王与天皇讓位。久而不处。由是、天皇姉飯豊青皇女、於忍海角刺宮、臨朝秉政。自称忍海飯豊青尊。当世詞人歌曰、〔野麻登陸、瀾我保指母能婆、於尸農瀾能、莒能陀智紀、都奴娑之能瀾野〕。冬十一月、飯豊青尊崩。葬葛城埴口丘陵。十二月、百官大会。皇太子億計、取天皇之璽、置之天皇之坐。再拜從諸臣之位曰、此天皇之位。有功者可以处之。著貴蒙迎、皆弟之謀也。以天下讓天皇。天皇顧讓以弟、莫敢即位。又奉白髮天皇、先欲伝、兄立皇太子、前後固辞曰、日月出矣而燭火不息。其於光也、不亦難乎。時雨降矣、而猶浸灌。不亦勞乎。所貴為人弟者、奉兄、謀逃脫難、照德解紛、而無处也。即有处者、非弟恭之義。弘計不忍处也。兄友弟恭、不易之典。聞諸古老。安自独輕。皇太子億計曰、白髮天皇、以吾兄之故、举天下之事、而先属我。々其羞之。惟大王、首建利通。聞之者歎息。彰顯帝孫、見之者殞涕。憫憫摺紳、忻荷戴天之慶。哀々黔首、悅逢履地之恩。是以、克固四維、永隆万葉、功隣造物、清猷映世。超哉、邈矣、粵無得而称。雖是曰兄、豈先处乎。非功而抛、咎悔必至。吾聞、天皇不可以久曠。天命不可以謙拒。大王以社稷為計、百姓為心。發言慷慨、至于流涕。天皇於是、知終不处、不逆兄意、乃聽、而不即御坐。世嘉其能以実讓曰、宜哉、兄弟怡々、天下歸德。篤於親族、則民興仁。

注16「讓位」：(前略)この話の類例には仁徳即位前紀の仁徳天皇と宇治稚郎子がある。(岩波注)

補注15-2「飯豊青皇女」：※清寧紀に対する補注 飯豊女王・飯豊郎女・飯豊王とも書く。別に青海皇女・青海郎女・飯豊青皇女とも、忍海部女王・忍海郎女・忍海飯豊青尊などの名もある。履中元年七月条に履中天皇の子、母は葦田宿禰女、黒媛とし、履中・清寧記も同じだが、顕宗即位前紀、分注の譜第には市辺押磐皇子の子、母は萁臣の娘蟬媛とし、同様の説は顕宗紀の他の箇所にも見える。顕宗即位前紀・清寧五年条・清寧記はともに実質的には天皇、後嗣の天皇が定まるまで一時天下を治めた、いわゆる中天皇とみるような書きぶり。扶桑略記は「飯豊天皇、十四代女帝」、皇胤紹運録に「飯豊天皇、忍海部女王是也」と書く。

注17「日月出矣…安自独輕」：日月・時雨は兄をさし、燭火・浸灌は自分をさす。(岩波注)

注18①「惟大王」②「非功而抛」③「大王」：①の文章は梁書、武帝紀に、②以下の文章は芸文類聚・漢書・後漢書などに直接よる所が多い。(岩波注) ※この箇所だけに①③「大王」が出てくる。

(3)現代語訳：①白髮(清寧)天皇三年春正月、天皇(顕宗)は億計王に従って摂津国に着かれた。臣・連が節刀を掲げて青蓋車で宮中に迎え入られた。夏4月、億計王を立てて皇太子とし、天皇(顕宗)を皇子とした。五年春正月、白髮(清寧)天皇が崩御された。この月、皇太子億計王と天皇とが位を譲り合われ、長らく位に即なれなかった。このため、天皇の姉・飯豊青皇女が忍海角刺宮で朝政を執られ、自ら忍海飯豊青尊と名乗られた。当時の人が〔倭のあたりで見ておきたいものは、忍海の地の高城にある立派な角刺宮である〕と詠んだ。冬11月、飯豊青尊が崩御され、葛城埴口丘陵に葬られた。②12月、百官が大集合し、億計皇太子が天皇の璽を顕宗の前に置き、再拜して臣下の座に着かれ「天子の位は功績のあった人が居るべき。貴い身分であることを明かし迎え入れられたのは、みな弟の考えによるものだった」と言われ、天下を弟に譲られた。③天皇は弟であるからと、敢えて位に即かれなかった。また、清寧天皇が兄に皇位を伝えようと思われて皇太子に立てられたことを尊重し、何度も固辞され「太陽や月が出てても灯火を点けておくと、その光は無駄となろう。農作物に慈雨が降った後になお水を注ぐのは無意味である。人の弟として貴い所は、兄に仕えて難を逃れるように図り、兄の徳を照らし紛争を解決して、自分は表に出ないことである。表に出るようなことがあれば、弟として恭敬の大義に背くことになる。私はそんな立場に居るに忍びない。兄が弟を愛し弟が兄を敬うのは、万古不易の定めと、古老から聞いている。どうして一人で軽々しく動けようか」と。④億計皇太子は「白髮天皇は、天下のことをまず兄である私にさせなされたが、自分はそれを恥ずかしく思う。思えば大王がはじめに、巧みに逃れる道を立てられたとき、それを聞く者はみな嘆息した。帝の子孫であることを明らかにしたときには、見る者は恐懼のあまり涙を流した。心配にたえなかった百官たちは、天下を共に頂く喜びを感じた。哀しんでいた人民は、喜んで大地を踏んで生きる恩を感じた。これによってよく四方の隅までも固めて、長く万代に国を榮えさせるであろう。その功績は天地の万物を創造した神に近く、清明なはかりごとは世を照らしている。その偉大さは何とも表現し難い。だから兄だからと言って先に位に就くことができようか。功あらずして位にある時は、咎めや悔いが必ず到るであろう。天皇の位は長く空しくしてはならぬと聞く。天命は避け防ぐことはできない。大王は国家を経営し、人民のことをその心として下さい」と述べられた。言葉を述べるうちに、激して涙を流されるに至った。⑤天皇はそこに居るまいと思われたが、兄のお心に逆らえないと、遂にお聞き入れになった。けれどもまだ御位には即かれなかった。天下の人は誠心からよくお譲りになったことを美しいこととして「結構なことだなあ、兄弟が喜び和らいで、アマか天下は徳に帰した。親族が仲睦まじいと、人民にも仁の心が盛んになるだろう」と言った。